



# 鳥取県公報

平成15年 8月22日(金)  
第 7 5 1 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	指定居宅サービス事業者の指定 (521) (長寿社会課) .....	1
	種畜証明書の書換え交付 (522) (畜産課) .....	2
	土地改良区の役員の退任 (523) (耕地課) .....	2
	土地改良事業の同意 (2件) (524・525) (＃) .....	2
	保安林の指定予定 (526) (森林保全課) .....	2
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (527) (管理課) .....	3
	公共測量の実施 (2件) (528・529) (＃) .....	4
<b>教委告示</b>	定例教育委員会の招集 (20) (教育総務課) .....	4
<b>調達公告</b>	公募型プロポーザル方式による建築設計業務の基本設計者及び実施設計者の選定 (管財課) .....	5
	公募型指名競争入札の実施 (企業局総務課) .....	7
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	9

## 告 示

### 鳥取県告示第521号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
医療法人社団 碧水プラザクリニック 理事長 増田聡子	鳥取市立川町五丁目256-1	プラザクリニック訪問介護事業所	鳥取市立川町五丁目256-1	訪問介護	平成15年 8月12日

**鳥取県告示第522号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書書の書換え交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明書番号	変更事由	変 更 後	変 更 前
平15鳥取県 1 第23号	種畜の名号の変更	波重茂	舞忠1304
平15鳥取県 1 第24号	〃	鶴茂勝	優横1314
平15鳥取県 1 第25号	〃	茂北桜	昭横1335

**鳥取県告示第523号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大原千町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 下 村 昇 西伯郡岸本町真野542

平成15年 7月31日退任

**鳥取県告示第524号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理）について、平成15年 8月18日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成15年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第525号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理）について、平成15年 8月18日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成15年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第526号**

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所  
米子市観音寺字岩崎ノ二692の1
- 2 指定の目的  
公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第527号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成15年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 処分をした年月日  
平成15年 8月12日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号  
有限会社尾上組 代表取締役 尾上 正己  
米子市上福原四丁目3 - 32  
鳥取県知事許可（特・般 - 11）第547号
- 3 処分の内容  
平成15年 8月23日から同年11月20日までの90日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業及びほ装工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事及びほ装工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事及びほ装工事として請け負った建築工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うものに係るものとする。
- 4 処分の原因となった事実  
有限会社尾上組の代表取締役である尾上正己は、平成12年 7月28日頃鳥取県の西部土地改良区の理事に対し、

同土地改良区が発注した土地改良工事の受注について、同土地改良区から有利かつ便宜な計らいを受けた謝礼及び同土地改良区が行う事業について今後も同様の計らいを受けたいとの趣旨のもとに、同社振出しに係る金額20万円の小切手を供与したこと等により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第140条第1項の規定に違反し、平成15年6月17日米子簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、当該命令が同年7月2日に確定した。このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

**鳥取県告示第528号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成15年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（区画整理事業基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年7月18日から同年12月5日まで
- 3 作業地域 境港市三軒屋町、小篠津町及び渡町（境港市新都市地区）

**鳥取県告示第529号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成15年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（郡家町地形図）
- 2 作業期間 平成15年8月11日から平成16年3月15日まで
- 3 作業地域 郡家町全域

---

**教 育 委 員 会 告 示**

---

**鳥取県教育委員会告示第20号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年 8月22日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

- 1 日時 平成15年8月26日（火）午前11時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題

- (1) 鳥取県立高等学校設置に係る基本的事項について
- (2) その他

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により建築設計業務の基本設計者及び実施設計者を選定するので、次のとおり公告する。

平成15年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 業務の概要

- (1) 業 務 名 米子警察署角盤町交番新築工事基本実施設計委託
- (2) 業務場所 米子市富士見町二丁目ほか
- (3) 業務内容

本件業務は、米子市の中心市街地を管轄する交番として、アに掲げる新築交番を新築するための基本設計及び実施設計の業務並びにイ及びウに掲げる既存交番を解体するための実施設計業務を行うものである。

ア 新築交番 鉄筋コンクリート造 2階建 新築 1棟  
延べ面積 229.00㎡

イ 既存交番 鉄骨造 2階建 解体 1棟 (米子警察署加茂町交番)  
延べ面積 69.12㎡

ウ 既存交番 鉄骨造 2階建 解体 1棟 (米子警察署角盤町交番)  
延べ面積 66.24㎡

- (4) 履行期間 契約日から100日間程度
- (5) 委 託 料 430万円程度 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる要件をすべてを満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第648号 (測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (5) 平成15年 8月22日 (金) から同年 9月 1日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成10年度以降に鳥取県又は県内の市町村から建築設計業務の委託を受け、当該業務を完了し、かつ、成果品を納入した実施設計業務 (鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積200平方メートル以上の建物に係るものに限る。以下「同種業務」という。) の実績を2件以上有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。
- (7) 本件業務の基本設計及び実施設計の業務の実施期間中、建築士法の規定による一級建築士として5年以

上建築設計業務に携わった経験を有する者を管理技術者（以下「配置予定技術者」という。）として専任で配置できること。

### 3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者（以下「企画提案予定者」という。）は、鳥取県総務部指名審査委員会運営要綱により設置された指名審査委員会（以下「指名審査委員会」という。）で、参加表明書を提出した者の中から、下記の事項を審査して選定する。

- (1) 配置予定技術者の資格、経歴等
- (2) 同種業務の実績

### 4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、米子市角盤町の地域の代表者等で構成する米子警察署角盤町交番新築工事基本実施設計委託企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、下記の事項について行う。

- (1) 交番としての象徴性
- (2) 親しみの持てる交番
- (3) 周辺の環境
- (4) 街なみへの配慮、景観等

### 5 企画提案書の選定

企画提案書は、指名審査委員会で下記の事項を総合的に勘案して、優れたものから順位をつけて選定する。

- (1) 評価委員会による企画提案書の評価
- (2) 業務推進体制
- (3) 配置予定技術者
- (4) 同種業務の実績

### 6 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課営繕室（鳥取県庁本庁舎2階）

電話0857 - 26 - 7394

- (2) 米子警察署角盤町交番新築工事基本実施設計委託プロポーザル参加表明書及び企画提案書作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）の交付

企画提案書等作成要領は、平成15年8月22日（金）から同年9月1日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間

平成15年8月22日（金）から同年9月1日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで。

#### イ 交付場所

(1)に同じ。

- (3) 参加表明書の提出

#### ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書等作成要領に基づき、参加表明書を作成し、持参すること。

#### イ 提出場所

(1)に同じ。

#### ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

## (4) 企画提案書の提出

## ア 提出方法

企画提案予定者として選定された者は、企画提案書等作成要領に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

## イ 提出場所

(1)に同じ。

## ウ 提出期限

企画提案予定者に選定された者に、別途通知する。

## (5) 質問の受付

## ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき、質問書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

## イ 提出場所

(1)に同じ。

## ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

## 7 契約の締結

5により最も優れた企画提案書として選定されたものを提出した者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、審査委員会による審査の結果、その提出した企画提案書が優れていると認められた順に、その提出者と順次契約の交渉を行う。

## 8 その他

詳細は、企画提案書等作成要領による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

(1) 工 事 名 日野川第一発電所小原川導水路補強工事

(2) 工事場所 日野郡日南町菅沢

(3) 工事内容 本件工事は、小原川導水路トンネルの覆工背面の空洞部分を充てんすることにより補強する工事である。

## (4) 工事の詳細

ア 裏込注入工（発泡ウレタン） 345.1m

イ 仮設工（坑内、外設備） 1式

(5) 工 期 平成15年9月から平成16年2月28日まで

(6) 予定価格 84,348,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 土木一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

について)に基づく入札参加資格のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

- (4) 平成15年8月22日(金)から同年9月5日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成15年8月22日(金)から同年9月5日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (6) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているトンネル補修工事(トンネル覆工背面の空洞を充てんするものをいう。以下「同種工事」という。)を元請けとして受注し、かつ、下請け業者の施工によらずに自ら施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (7) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
- ア 主任技術者にあつては、次に掲げる基準を満たす者であること。
- (ア) 平成6年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
- (イ) 建設業法第27条第1項に規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
- イ 監理技術者にあつては、(7)のア及び次に掲げる基準を満たす者であること。
- (ア) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
- (イ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年8月22日(金)から同年9月5日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/kigyou/nyusatu/nyusatu.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付時期及び時間

平成15年8月22日(金)から同年9月5日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局総務課経営企画室(鳥取県庁第二庁舎2階)

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

#### ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

#### イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局総務課経営企画室(鳥取県庁第二庁舎2階)

#### ウ 提出方法

持参又は郵便によること。(なお、郵便による申込みは、書留郵便によることとし、平成15年9月5日



(金) 午後4時までに到着したものに限り受け付ける。)

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県企業局総務課経営企画室（電話番号0857 - 26 - 7445）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(7)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(7)のイの(ア)に掲げる基準を満たす主任技術者又は2の(7)のイの(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県警察本部庁舎清掃委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部

(4) 履行期間

平成16年2月2日から平成19年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金

額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第76号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうち、役務に係るものを有すること。
- (3) 平成15年8月22日（金）から同年10月10日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第6号の事業の登録を受けている者であること。
- (5) 過去2年間に、国又は地方公共団体が発注した延べ面積が4,000平方メートル以上の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒680 - 8520 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県警察本部会計課庁舎整備室  
電話 0857 - 23 - 0111（内線2256）
- (2) 入札説明書の交付方法  
（1）の場所で平成15年8月22日（金）から同年9月10日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
平成15年9月2日（火）午後1時30分  
鳥取県警察本部総合指揮室（鳥取県庁本庁舎7階）
- (4) 郵便による入札  
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、（1）の場所に郵送すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所  
平成15年10月10日（金）午後1時30分（郵便による入札書の受領期限は、平成15年10月9日（木）午後5時）  
鳥取県庁第1会議室（本庁舎地階）

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の（1）の場所に平成15年9月10日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

免除

## 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻  
日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Police Headquarters ( 1 - 271 Higashi - machi Tottori - shi), 1Set
- (2) September 10, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) October 10, 2003 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders  
October 9, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8520 Japan TEL : 0857 - 23 - 0111(Extension telephone 2256)

